

S B I Rにおける事業化支援措置のご案内

S B I Rの指定を受けた補助金等を活用された方は、事業化に向けた以下の支援措置をご利用いただけます。

特別貸付を受けることができます～日本政策金融公庫特別貸付制度～

S B I Rに指定された補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業において、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

○新事業育成資金（中小企業事業）

◆資金使途：設備資金及び長期運転資金

◆貸付利率：固定金型貸付：特別利率③（貸付後5年間）、基準利率+0.2%（6年目以降）

成功払い型貸付：成功払い型利率

社債及び新株予約権付貸付：基準利率

◆貸付期間：15年以内。ただし、長期運転資金については、7年以内

○女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業事業、国民生活事業）

◆資金使途：（中小企業事業）設備資金及び長期運転資金（国民企業事業）設備資金及び運転資金

◆貸付利率：（中小企業事業）

固定金型貸付：基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率③）

成功払い型貸付：成功払い型利率

（国民生活事業）

固定金型貸付：基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率③）

成功払い型貸付：成功払い型利率

◆貸付期間：15年以内。ただし、長期運転資金（国民生活事業は、運転資金）については、7年以内

○新規開業支援資金（国民生活事業）

◆資金使途：設備資金及び運転資金

◆貸付利率：固定金型貸付：基準利率（設備資金については、特別利率③）

成功払い型貸付：成功払い型利率

◆貸付期間：15年以内。ただし、運転資金については、7年以内

○新事業活動促進資金（国民生活事業）

◆資金使途：設備資金及び運転資金

◆貸付利率：固定金型貸付：基準利率（土地に係る資金を除く設備資金については、特別利率②）

成功払い型貸付：成功払い型利率

◆貸付期間：20年以内。ただし、運転資金については、7年以内

問い合わせ先

日本政策金融公庫

（中小企業事業）

東京相談センター：03-3270-1260 名古屋相談センター：052-551-5188

大阪相談センター：06-6314-7627 福岡相談センター：092-781-2396

（国民生活事業）

事業資金相談専用ダイヤル：0570-054649（ナビダイヤル）

こくきんビジネスサポートプラザ新宿：03-3345-4649

こくきんビジネスサポートプラザ名古屋：052-563-4649

こくきんビジネスサポートプラザ大阪：06-6315-4649

特許費用がお安くなります ～特許料の軽減～

S B I Rに指定された補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果における発明特許について、特許料等を減免する措置を講じています。

【軽減内容】

- ・ 審査請求手数料を1/2に軽減
 - ・ 特許料（第1年から第3年）を1/2に軽減
- ※研究開発事業終了後2年以内に出願されたものに限りです。

問い合わせ先

各経済産業局特許室

信用保証が厚くなります ～中小企業信用保険法の特例～

中小企業信用保険制度とは、中小企業者が、市中銀行から資金借入の際に信用保証協会の保証を利用するにあたり、一定の条件を満たした場合に、中小企業金融公庫において自動的に保険が成立する制度です。この保険制度の下で、信用保証協会は中小企業者が市中銀行から資金の借入を行う際に債務保証を行い、融資を受けやすくします。

S B I Rの特例では、債務保証枠の拡大や特別枠などの措置を講じています。

保証枠の拡大

		一般の 中小企業者	S B I R補助金 を活用した 中小企業者
債務 保証 限度額	個人・法人	2億円	3億円
	組合等	4億円	6億円
うち無担保枠		5千万円	7千万円
うち無担保・ 第三者保証人不要枠		—	2千万円

特別枠の設定

普通保険 通常2億円+特別枠2億円
(組合は4億円+4億円)
無担保保険 通常8,000万円+特別枠8,000万円
特別小口保険 通常1,250万円+特別枠1,250万円

※平成27年度末までの特別措置

問い合わせ先

全国信用保証協会連合会 03-6823-1200

投資による資金を期待できます ～中小企業投資育成株式会社法の特例～

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、以下の方であっても投資を受けることができるようになります。

- ・ 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- ・ 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達をする場合

問い合わせ先

中小企業投資育成株式会社
東京社：03-5469-1811 名古屋社：052-581-9541
大阪社：06-6341-5476

設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

貸与機関（各都道府県に設置されている財団法人。中小企業振興公社、産業振興センター等）が、小規模企業者の方に対して、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入するための資金を無利子で貸付ける事業において、貸付金額及び割合が拡充されます。

	通 常	S B I Rの特例
【貸付金額】	50万円以上4,000万円以下	66万円以上6,000万円以下
【貸付割合】	1 / 2	2 / 3

※平成27年度末までの特別措置

問い合わせ先

財団法人全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688

～「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」～

技術力があるものの、入札参加資格のランクが低いなどの理由で、国等の入札の競争に参加できない中小企業者のために、特例を設け、入札に参加できるようにする措置です。

今回、これまでの措置に加えて、S B I R特定補助金等の交付を受けた中小企業者については、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを自ら証明できれば（※1）、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるよう特例措置を拡充しました。

（※1）例えば、自社で開発した製品等が、入札公告仕様を満たすことを製品カタログや性能試験データなどの客観的な方法で証明することが考えられます。それぞれの入札ごとに異なりますので、詳しくは各省庁の調達担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

実際の開始時期等は各省等により異なりますので、詳しくは各省庁の調達担当窓口にお問い合わせください。

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・技術課
電話：03-3501-1816

（各特定補助金等の内容に関するお問い合わせについてはそれぞれの問合せ先にご連絡ください）